

医政発 0330 第 32 号  
平成 28 年 3 月 30 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長  
(公印省略)

研修医のための研修施設整備事業実施要綱等の一部改正について

標記について、下記の実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

記

- 1 平成 6 年 6 月 23 日付け厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」の別紙「研修医のための研修施設整備事業実施要綱」
- 2 平成 7 年 7 月 27 日付け厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院施設整備事業実施要綱」
- 3 平成 14 年 2 月 8 日付け厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」の別紙「医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱」
- 4 平成 16 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」の別紙「臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱」

## 研修医のための研修施設整備事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、臨床研修病院等において研修棟の整備を促進し、臨床研修医（臨床研修歯科医を含む。）の研修環境及び生活環境の充実を図ることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

### 3 整備基準

臨床研修医が研修を行うのに必要な次の施設を備えるものとする。

- (1) 研修及び研究のための会合用の室（講義室、討議室、図書室等）
- (2) 夜間の自主研修や救急患者に対応するための仮眠室